

令和7年10月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 穂積 昌信

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	尾島地区【阿久津町・前小屋町・ニツ小屋町・武蔵島町・前島町】 (阿久津、高島、武蔵島、前島、ニツ小屋、前小屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は県道綿貫篠塚線沿いに位置し、平坦な農地が多く、やまといもを中心とした露地野菜の生産が盛んである。河川沿いの農地は、鳥獣(ネズミ、鹿、イノシシ、狸、狐、カラスなど)に農地を荒らされることが多く対策が必要である。また、農業者の高齢化や後継者不足で耕作放棄地が増加傾向にあることから基盤整備事業を実施し、営農しやすい環境を作り、耕作放棄地の減少に努める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は既存農業者で規模拡大可能な者や新たな担い手の他に法人、他地区からの参入を見据えて農業基盤整備や鳥獣対策を検討し、効率性や生産性が向上できる農地利用を促進する。また、農業に触れた事のない若年世代やリタイヤ世代が農業に関心をもってもらえるようにやまといもの更なるブランド力の向上などを図り農業振興を広めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	138 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	138 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。
(令和7年10月20日開催)
・阿久津町446-1、447、448、449、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498-1、498-2、498-3、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、573、575、576、577、578、579、580、581、583、588、589、590、591、592

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。特に赤堀地区に流入する大川の治水について対策を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。これまでの自家消費を目的とした家庭菜園として利用だけでなく、少量出荷が可能な小規模な農地利用を拡大する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

(営農型太陽光設置について)

- ・雨水対策や雑草など、設置者(設置場所の耕作者)と地域の関係者で連携を図り、地域の実情に合わせた対応を行っていく。
- ・将来の営農型太陽光設置や農地利用について、営農型太陽光は将来の状況に応じて、農地は永久的に継続するとの回答であったが、将来という不透明な部分については今後の協議の場などでその時点での業務計画などを確認していく。